

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。

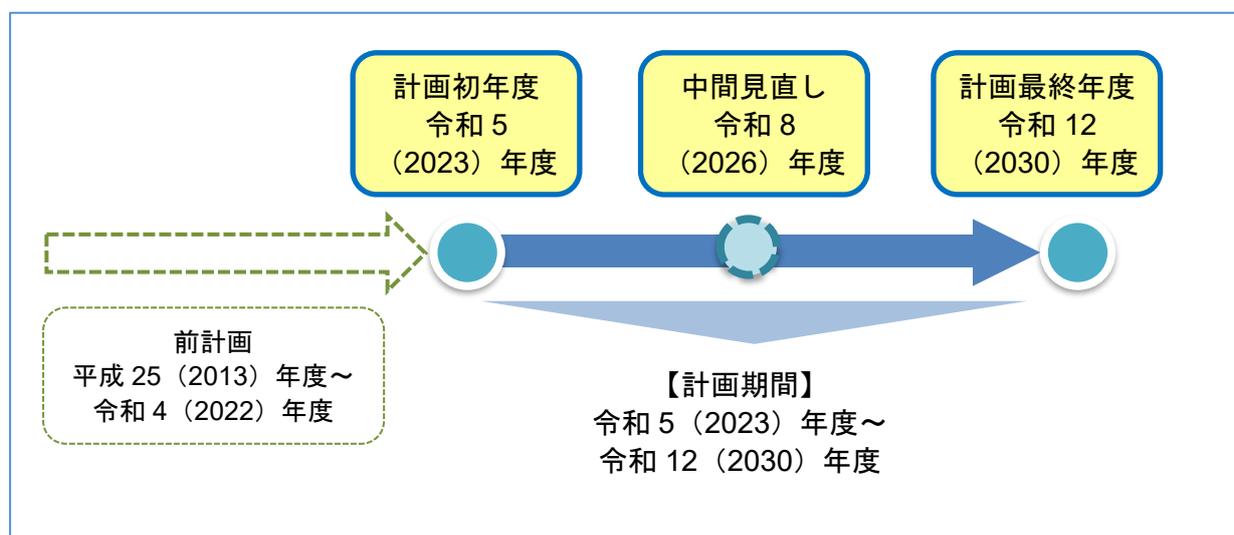
本市は、平成25（2013）年3月に「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」ことを基本的な考えとして、ごみの減量やリサイクル推進の取組を進めてきました。計画期間は平成25（2013）年度からの10年間で、令和4（2022）年度を最終年度としています。

そこで、これまでの計画実施状況の検証・評価や社会状況等の変化などを踏まえ、新たに「調布市一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下、「本計画」という。）を策定し、令和5（2023）年度以降のごみ処理・リサイクル事業の基本的な方向性を定めることとします。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。また、中間の令和8（2026）年度において、計画の進捗状況や社会情勢の動向に応じ見直しを行います。

図表1 計画期間



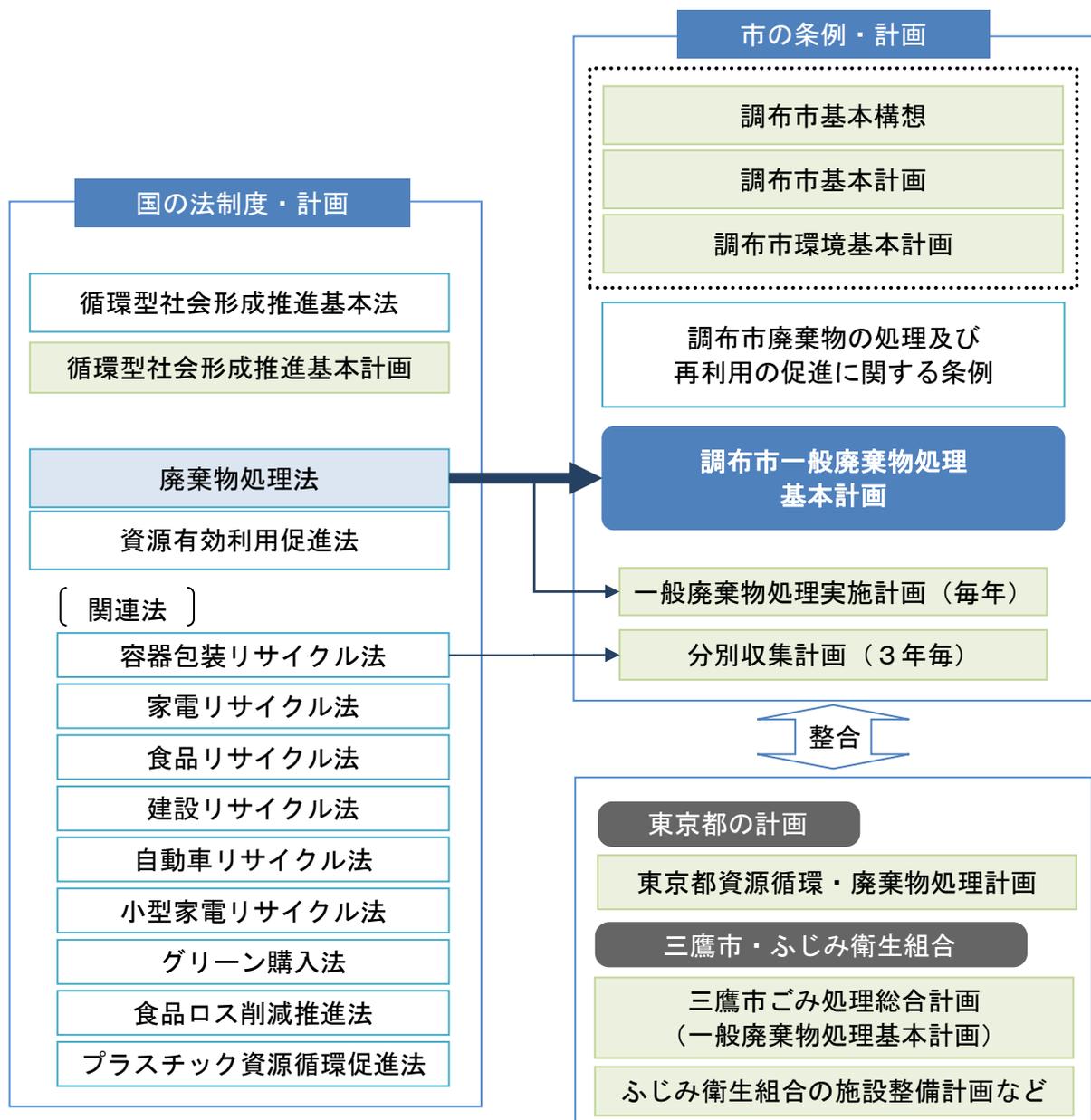
第3節 計画の位置づけ

本計画は上位計画である「調布市基本構想」及び「調布市基本計画」を踏まえ、「調布市環境基本計画」との整合を図るとともに、国の法制度や東京都や三鷹市・ふじみ衛生組合の関連計画との整合も図ります。

本計画及び毎年度の実施計画は廃棄物処理法に、容器包装廃棄物の分別収集計画は容器包装リサイクル法に基づき策定しています。

なお、本計画は「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第11条に規定する再利用についての計画を含有しています。また、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する「調布市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

図表2 計画の位置付け

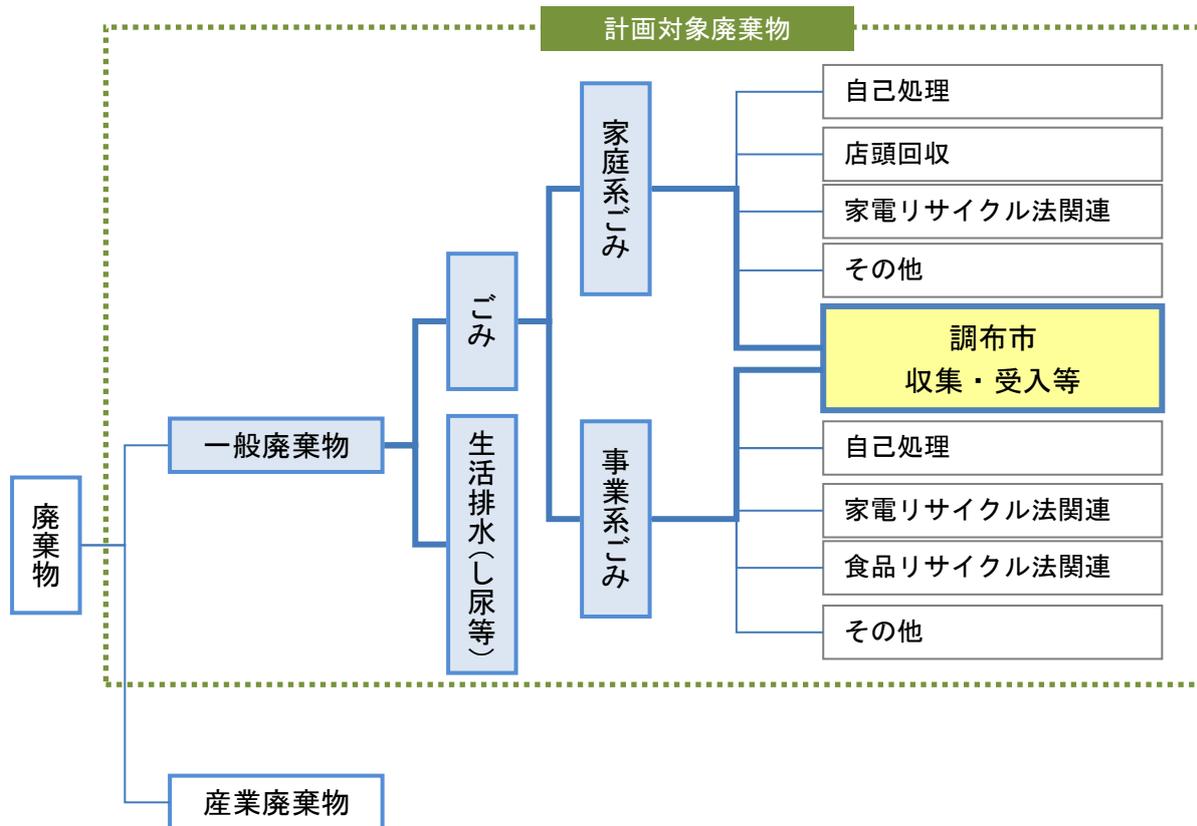


第4節 計画対象廃棄物

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

ごみは、家庭系ごみと産業廃棄物以外の事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に分かれます。また、公共下水道以外でのし尿の汲取りや浄化槽汚泥、生活雑排水といった「生活排水」も一般廃棄物であり、本計画の対象となります。

図表3 計画対象廃棄物



廃棄物とは？

廃棄物処理法において「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と定義されています。つまり、「汚物または不要物」といった解釈です。国の通知や判例により、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になつた物」とされ、これらに該当するか否かは、「占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであつて、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない」とされています。「廃棄物」か「有価物」かによって取扱いが変わってくるので注意が必要です。

なお、廃棄物の中で事業活動によって生じた一定の廃棄物を「産業廃棄物」とし、それ以外を「一般廃棄物」と定義しています。

第5節 計画書の構成

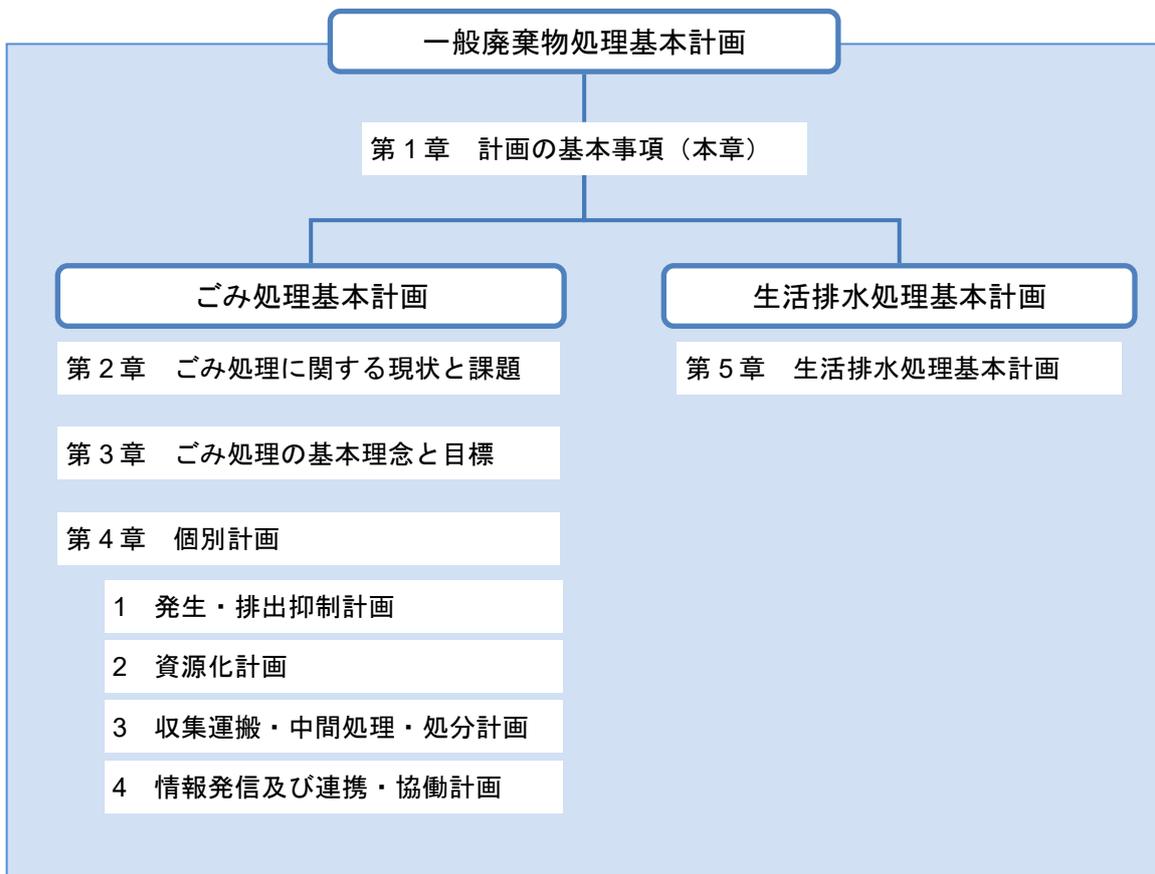
計画書の構成を図表 4 に示します。

一般廃棄物処理基本計画は、大きく「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」とがあります。

第 2 章から第 4 章までは「ごみ処理基本計画」として、ごみ処理に関わる本市の状況（第 1 章）や計画の基本理念と目標（第 3 章）、個別計画の取組（第 4 章）を記載しています。

第 5 章は、し尿や生活雑排水といった生活排水処理の枠組みを定めた「生活排水処理基本計画」となっています。

図表 4 本計画の構成



第6節 計画策定体制

本計画の検討は、市民、事業者、学識経験者等で構成する「調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」（以下「委員会」という。）にて進めました。

委員会では、計画策定に向けた検討課題を整理した上で、基本理念・目標の検討、重点的に進めるべき施策や施策体系等の検討を行いました。

検討の結果取りまとめられた「調布市一般廃棄物処理基本計画」（素案）については、幅広い市民の意見を反映させるため、令和4（2022）年12月から令和5（2023）年1月にかけて、パブリック・コメントを実施しました。

令和5（2023）年2月、委員会は一般廃棄物処理基本計画（案）を市長に報告し、これを踏まえ市は本計画を策定しました。



（永井委員長 長友市長 江尻副委員長）

調布市ごみ減量・リサイクルキャラクター「リサッチョ」

リサッチョは、相互友好協力協定を締結している白百合女子大学と市の共同制作による調布市のごみ減量・リサイクルキャラクターです。

白百合女子大学の児童文化学科の授業である「キャラクター論」の中で、受講する学生全員でキャラクター案を出し合い、教員の皆様のほか、廃棄物減量及び再利用促進審議会委員や市職員も加わり選定しました。特に、将来を担う子ども達にごみについて興味をもってもらえるようデザインやコンセプト案を考え、意見交換を重ねた後、あらゆる場面で活躍できるキャラクターとなるよう、プロの手で仕上げていただきました。

引き続き、官学連携を活用し、リサッチョを活かした効果的なPRコンテンツを展開していくことで、さらなる3R推進を目指します。



リサッチョ